

# 市川市立柏井小学校「学校いじめ防止基本方針」

R4.4.5 現在

## 1. いじめ防止などのための対策に関する基本的な方針

### <基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止などのための対策を行う。

### <いじめの定義>

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍しているなど当該児童などと一定の人的関係にある児童などが行う心理的または物理的な影響を与えたる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

### <学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習や運動、遊びやその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめ防止の施策

### (1) いじめ防止の基本方針

#### ①いじめの基本認識

- ・いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ・いじめはその行為により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童観や指導の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となつて取り組むべきである。

## ②いじめの未然防止

### (基本的な考え方)

- ・いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめの向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組み。

### (措置)

- ・いじめ防止対策推進法を児童、保護者に周知する。
- ・教職員一人一人が人権意識を持ち児童に接する。(発達障がいやLGBTQについての理解を深める。)
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童の一人ひとりに自己有用感を高める。
- ・児童の自発的な活動を支援する。
- ・年間計画に基づき道徳や学級活動などですべての学級でいじめなどに関する指導を行う。)

## ③いじめの早期発見

### (基本的な考え方)

- ・いじめは大人(教職員)が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から積極的に認知するように努める。

### (措置)

- ・定期的なアンケート調査を7月、11月、1月の年3回、学校生活アンケートを行う。(アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問事項を設ける。)
- ・児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

## ④いじめが発生した際の対処

### (基本的な考え方)

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童の指導にあたる。その際、加害児童が反対に他の児童からいじめの対象にならないように配慮をする。

### (措置)

- いじめられた児童に対して
- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・必ず解決ができる希望を持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉がけなど、自尊心を高めるよう配慮する。

- いじめられた児童の保護者に対して



- ・発見したら必要に応じて保護者に連絡し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、子細なことであっても相談するよう伝える。

#### ○いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて、十分に聞き児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

#### ○いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた被害者のつらく悲しい気持ちも伝え、より良い解決を図ろうとしている指導者の思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかわり方など一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ○周りの子供たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年学校全体の問題として考えいじめの傍観者から、いじめを抑制する、仲裁者への転換を促していく。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・囁し立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験などの資料に基づいていじめについて話し合い、自分たちの問題としてとらえさせる。

#### ○その他

- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

## (2) いじめ防止の組織

### ①名称及び組織構成など

(名称)

- ・生徒指導部会『いじめ防止委員会』  
(構成委員)
- ・学校基本方針の策定と周知…全職員
- ・日常的な業務……………教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年、養護教諭  
スグールサポートスタッフ、ライフカウンセラー等
- ・生徒指導部会（毎月1回、ただし3月、8月を除く）  
(役割)
- ・「学校基本方針」及び「柏井っ子の生活」「生活目標」に基づく取り組みの実施
- ・いじめの相談、通報の窓口（担任や学年他）
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者への対応、全職員への周知

### (3) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が発生した疑い(児童の自殺の企画など)や相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

担任⇒学年主任⇒教頭⇒校長⇒教育委員会

発見者⇒

担任⇒生徒指導主任



- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめの解決に向けて必要な処置を講ずる。

### (4) 公表、点検、評価などについて

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本法が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。  
(生徒指導部会・いじめ防止委員会)

(措置)

- ・学校だより、ホームページなどで事項の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめ問題への取り組みを、保護者、児童、教職員で評価し、評価の結果を踏まえて改善に取り組む。
- ・学校生活アンケートについては5年間保存する。